

○後志広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔 令和 2 年 3 月 26 日
規則第 3 号 〕

改正 令和 3 年 12 月 30 日規則第 11 号

改正 令和 6 年 6 月 3 日規則第 5 号

改正 令和 8 年 6 月 30 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、後志広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年条例第 4 号）第 2 条において準用する倶知安町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年倶知安町条例第 30 号。以下「倶知安町勤務時間等条例」という。）第 18 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第 5 条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある

会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、広域連合長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。
- 3 前項の割振りの基準については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

第7条 倶知安町勤務時間等条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、広域連合長の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他業務上必要とする断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 倶知安町勤務時間等条例第8条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

（休日）

第10条 倶知安町勤務時間等条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（休日の代休日）

第11条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

（休暇の種類）

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次有給休暇）

第13条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

(1) 年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（第4号に規定する特定職員を除く。次号において同じ。）であって、6月以上の任期を定めて採用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 次の（ア）から（ウ）までに掲げる会計年度任用職員 6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下この項において「特定日」という。）以後の1年間において10日

（ア） 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員

（イ） 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で、1週間の勤務時間が29時間以上であるもの

（ウ） 週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で、1年間の勤務日が217日以上であるもの

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる会計年度任用職員 特定日以後の1年間において、次の（ア）に掲げる会計年度任用職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、次の（イ）に掲げる会計年度任用職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

（ア） 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。）

（イ） 週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で、1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの

1 週間の勤務日の日数	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7 日	5 日	3 日	1 日

(2) 年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 前号ア（ア）から（ウ）までに掲げる会計年度任用職員のうち、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において10日

イ 前号イ（ア）又は（イ）に掲げる会計年度任用職員のうち、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において、同号イ（ア）に掲げる会計年度任用職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ（イ）に掲げる会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

1 週間の勤務日の日数	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7 日	5 日	3 日	1 日

(3) 第1号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた会計年度任用職員（この号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。）である場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号ア（ア）から（ウ）までに掲げる会計年度任用職員で、特定日（同号に掲げる場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。）から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

特定日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年 以上
日数	1 日	2 日	4 日	6 日	8 日	10 日

イ 第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる会計年度任用職員で、特定日から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、同号イ（ア）に掲げる会計年度任用職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ（イ）に掲げる会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定日から起算した継続勤務期間の区分ごと

に定める日数

1 週間の勤務日の日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
特定日から起算した 継続勤務期間	1 年	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年	10日	8 日	5 日	2 日
	4 年	12日	9 日	6 日	3 日
	5 年	13日	10日	6 日	3 日
	6 年以上	15日	11日	7 日	3 日

- (4) 第2号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた会計年度任用職員（この号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。）又は特定職員（継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している会計年度任用職員であって、同日以後において年次有給休暇が認められていないものをいう。）である場合 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

- ア 第1号ア（ア）から（ウ）までに掲げる会計年度任用職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下この号において「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年 以上
日数	1 日	2 日	4 日	6 日	8 日	10日

- イ 第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる会計年度任用職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、同号イ（ア）に掲げる会計年度任用職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ（イ）に掲げる会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1 週間の勤務日の日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
特定日から起算した 継続勤務期間	1 年	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年	10日	8 日	5 日	2 日

	4 年	12日	9 日	6 日	3 日
	5 年	13日	10日	6 日	3 日
	6 年以上	15日	11日	7 日	3 日

2 前項の「継続勤務」とはその勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、同項の「全勤務日」とは会計年度任用職員の勤務を要する日の全てをいう。

3 年次有給休暇の単位は、1 日、1 時間又は15分とする。

4 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

5 1 時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間（その時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げた時間）をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 1 時間未満の端数を生じたときは、これを 1 時間に切り上げた時間）をいう。）をもって 1 日とする。

6 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の 1 年間に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第 1 4 条 会計年度任用職員に別表第 1 の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 会計年度任用職員に別表第 2 の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第 2 の第 1 号及び第 2 号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1 日を単位とする特定休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 前条第 5 項の規定は、1 時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第 1 5 条 俱知安町勤務時間等条例第15条第 1 項及び第 2 項の規定は、会計年度任用職員（同条第 1 項に規定する申出の時点において、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、当該申出において、同項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のも

の)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、倶知安町勤務時間等条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第16条 倶知安町勤務時間等条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、倶知安町勤務時間等条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(休暇の承認等)

第17条 特別休暇(別表第1の第17号及び第18号を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

(広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(その他の事項)

第19条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261条)(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用職員により採用された職員又は地方公務員法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の年次有給休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則（令和 8 年規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに 6 月以上の任期を定めて任用された会計年度任用職員又は 6 月以上の期間を定めて任期を更新された会計年度任用職員（次項に規定する会計年度任用職員を除く。）に対する第 13 条第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号ア中「6 月以上の任期を定めて任用された日又は 6 月以上の期間を定めて任期を更新された日」とあるのは、「令和 8 年 4 月 1 日」とする。
- 3 令和 7 年 9 月 30 日以前から引き続き継続勤務（第 13 条第 2 項に規定する継続勤務をいう。）している会計年度任用職員に対する年次有給休暇に関する規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1（第 14 条関係）

事 由	期 間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7 日の範囲内の期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出動することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
(6) 会計年度任用職員の親族（別表第 3 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡し	親族に応じ別表第 3 の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合

た場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	にあつては、往復に要する日数を加えた日数) の範囲内の期間
(7) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(8) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	広域連合長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(9) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる場合にあっては、1の年の6月から10月まで又は業務上やむを得ないと任命権者が認める職員にあっては、任命権者が別に定める期間）における、勤務時間が割り振られていない日を除いて3日の範囲内の期間
(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され又は遮断された場合	必要と認められる期間
(11) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間）の範囲内の期間
(12) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間

(13) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(14) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	広域連合長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間）の範囲内の期間
(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間）の範囲内の期間
(16) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1の年度において別表第4に定める期間
(17) 生後1年に達しない子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものを含む。以下この号及び次号において同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親であ

	る者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(18) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間
(19) 要介護者（条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護その他の広域連合長の定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長が定める時間）の範囲内の期間

(20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための 骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のため の末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
---	-------------------

別表第 2（第 1 4 条関係）

事 由	期 間
(1) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(2) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(3) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(4) 妊娠中又は出産後 1 年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第 1 項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは 4 週間に 1 回、妊娠満24週から満35週までは 2 週間に 1 回、妊娠満36週から分べんまでは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(5) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

別表第 3

親 族	日 数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

別表第 4

1 週間の勤務日の日数	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日 数	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日

備考 この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。